第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済
　一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
　協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　調整条項
　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。
　この場合において、協定債権者が前記１の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取り扱い
　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。
（別表省略）

神戸地方裁判所尼崎支部

再生手続開始

再生債権の特別調査期間

小規模個人再生による再生手続開始